

第 8 回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年10月15日（火） 午後1時～2時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，中野勸次郎委員，長澤弘子委員，鷺巣弘子委員，鈴木佳子委員，青山行彦委員

欠席者：佐藤邦子委員，北野佳世子委員

傍聴者：1名

報道関係：中日新聞，静岡新聞

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) (仮称)浜松市市民協働推進条例の検討について
 - (2) ・前文を含む骨子案の検討
- 3 その他
- 4 閉会

会議の概要

浜松市市民協働推進条例についての提言作成に向けて，前文を含む骨子案の検討を行った。

配布資料

- 資料1 浜松市市民協働推進条例骨子案
 - 資料2 委員の前文案
 - 資料3 市民協働推進条例骨子案に対する市民意見の回答（案）
-

1 開会

2 議事

伊藤委員長

今日の議題は、前回最終的に決めることが出来なかった前文と、見直し条項の附則への移行の問題等、多少の変更がされていますので、これらを確認したいと思います。前文については何人かの方から案が出されておりますので、多少の修正等は、最終的に事務局に一任したいと思いますが、基本的な方向として1本にまとめたいと思います。

これと同時に、併せて市長にお渡ししていく時に、どのような意見書を付けていくのかといった問題と、それからもう1つは、市民からのご意見に対する回答について、前は委員長にご一任で出すというかたちを取っていたわけですが、他のユニバーサルデザイン及び男女共同参画の、委員会の状況をお聞きしたところ、回答を出すのは条例案がきちんとできた段階ということで、10月末ぐらいを目標として、そのような準備をしているそうです。できれば、それと同じ段階と一緒に回答を出すのがありがたいということが、事務局からお申し出がありました。今日はもう一度修正案等も用意しておりますので、それをご確認いただいた上、微修正を加えて、10月末ぐらいにホームページ等で発表していくというかたちにさせていただきたいと考えています。その時に同時に市長に渡します骨子案も一緒に掲載することによって、どのように市民の声が反映されたかということも分かるようにしていきたいと思います。今日は傍聴希望の方がいらっしゃいますので、皆様のご了解を取って、よろしければ入っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

伊藤委員長

それでは傍聴の方に入っていただきたいと思います。さて、浜松市市民協働推進条例の検討について少し考えていきたいと思います。前文に入る前に、内容の変更等について簡単に見ていきたいと思います。お手元に資料がいつていると思いますが、骨子案と書いたものがあります。基本的に、この骨子案をそのまま次の推進会議にかけますので、前文については別紙というかたちで、ここには入っていません。前文は後で検討して一本化していきたいと思います。変わっていますのが、

最後に附則が入っておりまして、第12条の1の役割のところであ
とありますが、もう1つに社会状況の変化に併せて見直しを図る
という記述があったものが附則に移っています。それから他に事務局
の方で修正したところがありますか。

渡瀬市民協働グループ長

目的で、長澤委員よりご指摘いただきました、「市民主役」という
部分がありましたが、「市民主体」と変えてあります。

伊藤委員長

これは前回ご指摘のあったところですよ。以上で、この骨子案で一応
まとめさせていただきたいと思いますが、異議等はございますでしょ
うか。

委員

異議なし。

伊藤委員長

それでは本文の方につきましてはこのようなかたちにさせていただ
きまして、次に前文です。前文につきましては前回大きく2つの考え
方が挙げられました。まず前文が必要か不必要か、そして必要とした
場合に、その内容といたしまして、硬いか、軟らかいかという表現の
こともありましたが、正確には主語が「浜松市は」というかたちで明
確に出していくのか、あるいはむしろ市民が主語であるように「私
たちは」というかたちで、市民からの熱い思いが込められた内容にす
るか、この辺が意見として分かれていたところではないかと思いま
す。

中野委員と長澤委員にお願いしたわけですが、鈴木委員、鷲巣委員
からも提案が出されております。私も鷲巣委員と鈴木委員のものを併
せたようなものを少しつくっておりますので、この辺を基に検討をさ
せていただきたいと思います。長澤委員が「私たち」という言葉を使
っています。他は「浜松市は」がだいたい主語になっています。そう
いうところに違いがありますので、まずざっと見ていただいてご意見
を述べていただき、この場で1本にできない場合には、この案を中心
に少し付け加えればということも構わないと思いますから、なるべく
この場で決めていきたいと思います。

伊藤委員長による、長澤委員、鷲巣委員、中野委員、鈴木委員及び
伊藤委員長の前文案の読み上げ

前文案について

【伊藤委員長案】

「技術と文化の世界都市」を目指す浜松市は、市民活動のさらなる広がりを通して、市民と行政との協働によるまちづくりを進めています。

個性化・多様化する市民ニーズや社会的課題に対して、これまでの公平で均一的なサービス提供が基本となる行政だけでは、十分な対応が難しくなっています。より豊かな市民生活を築くためには、行政及び企業の活動と自発的、自主的な非営利で公益的な市民活動を加えた多様な主体による、多元的な係わりが必要とされています。そのためには、市民のひとりひとりが自ら考え、行動し、主役となって社会的課題に取り組む意識を持ち、市民、市民活動団体、事業者と行政とが互いに対等なパートナーであることを認識し、適切な役割を果たしていく、協働によるまちづくりを進めていく態勢が求められるからです。

浜松市は、このような認識のもと、市民はまちづくりの主体として、行政は市民に役立つ機関として、適切なパートナーシップを機能させるために、政策提言から事業の実施・評価までの局面において、市民参画や市民と行政との協働が可能となるとともに、市民の自主的な活動を推進し、情報開示と説明責任を確保するルールと推進措置を講じるべく、この条例を制定します。

【鷲巣委員案】

「技術と文化の世界都市」を目指し 21 世紀のまちづくりを進める浜松市は、社会状況の大きな変化に伴い、ますます個性化・多様化する市民ニーズや社会的課題に対して、これまでの公平で均一的なサービス提供が基本となる行政だけでは、十分な対応が難しくなっています。より豊かな市民生活を築くためには、行政及び企業の活動と自発的、自主的な非営利で公益的な市民活動を加えた多様な主体による、多元的な係わりが必要とされています。そのためには、市民のひとりひとりが自ら考え、行動し、主役となって社会的課題に取り組む意識を持ち、市民、市民活動団体、事業者と行政とが互いに対等なパートナーであることを認識し、適切な役割を果たしていく、協働によるまちづくりを進めていく態勢が求められます。

すなわち、政策提言から事業の実施・評価までの局面において、市

民参画や市民と行政との協働が可能となるとともに、市民の自主的な活動を推進し、情報開示と説明責任を確保するルールと推進措置を講じることが求められます。

浜松市は、このような認識のもと、市民による自発的、自主的な活動の意義を深く理解し、その先駆性、機動性、独創性などの特性を尊重しながら、節度のあるパートナーシップをもって、市民協働によるまちづくりを推進し、市民だれもが誇りを持ち、21世紀を真に豊かに暮らせる地域社会の実現を期して、ここに、この条例を制定します。

【中野委員案】

新世紀における市民活動は、今や生き甲斐や自己実現の場であり、新たな公共サービスの担い手であり、まちづくりの原動力そのものでさえあります。現に個性化・多様化する市民ニーズには、行政職員の意識改革および市民自らによる行政サービスの補完活動が迅速で有効な手段となっています。こうした時流にあって『協働』とは、市民ニーズの変容に加え社会が直面するさまざまな困難な課題を解決するために、市民活動の主体性尊重と特性発揮の保障、行政との節度あるパートナーシップ、情報開示等の原則を網羅する新たな概念であり拠り所です。浜松市民はここに新時代に相応しい協働のルール、『市民協働推進条例』を制定し、真に豊かで活力ある地域社会づくりを目指します。

【鈴木委員案】

「技術と文化の世界都市」を目指す浜松市は、市民活動のさらなる広がりを通して、市民と行政との協働によるまちづくりを進めています。

市民はまちづくりの主体として、行政は市民に役立つ機関として、適切なパートナーシップを機能させるために、この条例を制定します。

【長澤委員案】

私たちの浜松市は、温暖で美しい自然環境に恵まれ、世界に誇る素晴らしい技術を生み出したまちです。また、このまちには、さまざまな人が暮らしています。この大切なまちが、誰にとっても暮らしやすく、潤いのある豊かなまちであってほしいというのは、私たち市民の誰もが望んでいることです。

しかし、まちづくりにおいても、時代の大きな変化に伴う市民ニ-

ズの個性化や多様化，社会が直面するさまざまな困難な課題に対して，行政への一方的な要求や人任せでは，対応できなくなっていることは言うまでもありません。私たち市民の一人ひとりが自ら考え，行動し，主役となって，大切なまちを守り育てていくことが必要です。

そのためには，市民，市民活動団体，行政，事業者などは，お互いの思いを受け止め，認め合い，ともに考え行動するという意義を持たなければなりません。

この条例は，市民，市民活動団体，行政，事業者などが，相互に理解し尊重し合い，助け合い，対等の立場で連携，協力し，共通の目的に向かって持てる力を発揮していくための，理念と制度を定めるものです。私たちは，この条例を活用し，参加と協働による市民主役のまちづくりをすすめて，真に豊かなまち浜松市の実現を目指します。

私のものは，足して2で割っているので，少し文章が長いという欠陥がありますが，比較的軟らかいトーンが長澤委員，それから非常に端的にポイントだけを伝えたものが鈴木委員，それから中野委員，鷲巢委員，私のものは，大体趣旨は似ていますが，若干タッチが違っていているといったところに特長があると思います。

この辺で少しご意見をいただいて，絞ればこれでいこうと言っていただければ1番良いと思いますが，多少付け足しがあるのならば，この案を軸にこの辺を少し変えてというかたちのご意見も含めて出していただければと思います。青山委員はしばらくご無沙汰しておりましたのでご説明しますと，骨子案と共に，前文を最後の土壇場で決めようというかたちになっています。その中で，主語は誰かという問題が結構引っかかってはいます。前回の話でいきますと，多少軟らかいタッチの方が市民に馴染みやすいのではないかと，あるいは行政の方も「私たち」というような表現の方が違った意味でインパクトがあるのではないかとという意見もあるわけです。しかし主語は明確にした方が良いのではないかとという意味でいきますと，浜松市とははっきり言った方が良いのではないだろうか，あるいは前文は元々必要でもないわけですし，目的その他にもきちんと趣旨等は謳い上げられていますので，わざわざつくる必要はなく，つくるとしても必要最小限のもので良いのではないかと，といった意見もあります。その辺でご意見いかがでしょうか。

青山委員

間が開いてしまって申し訳ありませんでした。前文を付けようとい

うことで言うと、字句の一字一句ということは横に置いて、長澤委員のタッチが市民としては受け入れやすいのかなと思います。軟らかなタッチで導入していったら、中にイントロダクションを取るためには、長澤さんのタッチがわりと違和感なく入っていきそうな感じがします。イメージとしてはそういうふうに思いました。

伊藤委員長

皆さん方もご意見がありましたらお願いします。石田委員，山中委員はどうでしょうか。

石田委員

折衷案でつくられた、先生が書かれたものが非常に分かりやすいと思います、私は一番最初に鷺巣さんの案を読ませていただいたのですが、最後の「浜松市はこのような認識のもと」という表現は良いなと思いました。「私たちは」とか「市民は」というのは、非常によく分かるし、そういう気持ちは持っていたいのでは確かなのですが、やはり私たちはというふうにすると、本当にこれを制定した責任がどこにあるのだという話になると、最終的には浜松市になると思うので、きちんとここは、心情的なものというよりは、浜松市が市民の意見を聞いてこういうものをつくるのだとした方がいいように思います。市民の理解がないと、こういうものはきちんと機能させることが出来ないというようなことはあるけれども、つくる、それから守っていくという責任はやはり浜松市にあるということで、浜松市はという書き方をしていただきたいなと思います。先生の書き直されたものが、具体的な政策提言から実施評価までの局面、それから役割をはっきりさせるという鈴木委員の案がきちんと入っているということで、非常に良いなと思っています。少し2段目の最後の、「態勢が求められるからです」という部分が、少しまだ読みこなしていなくて、どこからどこへつながってくるのか、私はまだ理解できていないのですが、どうなのでしょう。

山中副委員長

実は前文に関しては、鈴木委員のように、無くても良いのではないかとというのが私は少し強くて、どうしてかと言うと、前文と同じことがまた本文にもあるということが、そもそも重いのではないかと思います。ですから全然違ったやり方で、鈴木委員が3～4行で案を出されていますが、皆さんが前文を読んでリラックスしたところで、少し

難しい本文に入っていく方が、私は良いのではないかと思います。むしろ無ければ無い方が簡単で良いかなとも思いますし、息抜きではないですが、軟らかさを何か付けた方がいいかなと思います。

伊藤委員長

どうでしょうか。基本的に趣旨自体はそんなに大きな差があるわけではありませので、好き嫌いというような問題の方がかなり強いのではないかという気はします。その中で、前文にはあまりこだわらずに、無くて良いのではないかという考え方もかなり強く出てきておりますし、私自身もこの辺は、そう言われればその通りだという気持ちを持っているところです。一応他にご意見がなければ決というわけではありませんが、その3つの案の中で、まず1回中間的に絞り込んで、少し動きがあるようでしたらもう1度議論をしたいと思います。

まず、前文は無くて良いのではないかという考え方もかなり有力ではないかと思ます。他方で、せっかく検討会議、あるいはパブリックコメントにおいて、市民参加でつくってきたものですので、何らかのかたちで謳い上げていく必要があるのではないかという両方の考え方があると思ます。まず前文を無しにするか、あるいはあった方が良いかということで、少し簡単に、裁決ではありませんが、ご意見を見てみたいと思ます。前文はなくても良いという方、手を挙げていただけますでしょうか。かなりいらっしゃいますね。積極的にあった方が良いのではないかという方、手を挙げてください。あとの方はどうでしょうか。

鷲巣委員

私は分かりません。

伊藤委員長

次に、前文があった場合に、山中副委員長の話にもありましたように、本文と重複する内容を述べるのもどうかと思ますので、付けるとした場合には本文とあまり重複しないものにしてしまう。あるいは多少本文と重なっても強調すべきことはきちんと強調して、明確な姿勢を出した方が良いという考え方に分かれてくるのではないかと思ます。

もし前文を付けるとした場合、その方向として本文にはあまりこだわらずに、少し軟らかいかたちで市民に語り掛けるような内容が良いと思う方は手を挙げてください。それから、むしろ付けようとした場

合には、多少本文と重なっても原則なり強調すべき点をきちんと明示した方が良いという考え方の方は手を挙げてください。非常に意見が分かれますね。どうでしょうか。これだけ意見が分かれますと、なかなかぱっと決めにくいなというところがあるのです。私自身は、折衷案的なものをつくってみたのですが、正直なところ折衷案をつくればつくるほど、前文の意味がなくなってくると思います。私の個人的な意見を言わせていただきますと、無くても良いのかなという感じと同時に、付けるとしたら、もう1度最初の長澤さんの案ではないですが、「私たち型」の方が良いのかなという感じがしてきています。ただそれは、逆に言うと無くても良いのではということも大きな柱にある考え方になっていまして、この辺は、比較的青山委員に近いようなかたちになっています。もう少し他の方のご意見をいただいて早いうちに決めたいと思います。今度は書かれた方のご意見を聞きたいと思います。

山中副委員長

前文に関しては、いろいろ他都市の資料をいただいていると思いますが、もしやるとしたら、前文の中には無いようなものを書きたいと思います。やはり浜松っぽさを出した感じの方が良いかなと思うと、鈴木委員のこの3行の案はとても良いかなと私は思っているのです。今までの前文の例として読ませていただいたものは、くどくど長いのが結構多いです。何か真似したようなのもすごく悔しいという感じがします。

中野委員

書いてみての感想も交えて少し意見を言いたいと思います。私が考えたのは、とにかく短く表現する、それから浜松らしさを入れるということです。但し、ある程度内容について予感させるようなことも必要だと感じましたので、あれも入れなきゃいけないかな、これも入れなきゃいけないかなということで、表現が非常に抽象的になって、結果的に分かりにくくなってしまったというような自分自身の反省があります。そういう点で考えますと、表現の違いはありますけれど、私以外に案を出していただいた方のものが特長もきちんとありますし、ということがありますが、やはり短く表現するというのが、前文を決める中で考えていただきたい条件の1つです。

伊藤委員長

鷺巣さん，どうでしょうか。

鷺巣委員

前回の時に伊藤案としていただいたものを変えましょうということだったので，その部分で私は参加させていただきました。ですから少ししつこいなと思うところもありましたが，やはり皆がここで熱く語っていたことを入れるには，しつこいぐらいのものがやはり必要なと思いました。そして「私たちは」という長澤委員のものも良いと思います。但しそれはやはり書いた方の思いが強すぎて，その人だけの思いになるのではないかとということがありますので，私はもう少し，1歩下がったところの書き方が良いと思います。

伊藤委員長

長澤さん，どうでしょうか。

長澤委員

宿題に少し手を入れまうと言いましたが，結局変えようがなかったので変えませんでした。一部渡瀬さんからご指摘がありましたが，少し他のところの表現を利用したところがあるので，そこは多分直さなくてはいけないのではないかとはい思います。そもそも私はこれを書いた時と全く考えが変わっていません。これは条例をつくるか，つくらないかという人とは立場が違う，何も知らない，先入観のない人の思いに近いものです。「私たちは」というと個人のような感じと今鷺巣さんがおっしゃいましたが，そうではなく，ここにいない人たちを，「私たちは」というように想定して書いたつもりです。行政がつくったものがこういうものですよという説明ではなく，条例は私たちのものなのですよ，上からできてきたものではないですよ，というニュアンスも入れたいということはそもそも思っていたので，こういう内容になりました。ですから協働が必要だというようなことはあまり意識的にここには入っていないのではないかとはい思います。あくまでも私は私自身の考えというよりも，全然協働などを考えていない人たちを想定して書いたつもりです。

鈴木委員

私は前文をつけるならばということで，今回もあえて書かせていただきました。ここに至るまでに，もう既に3回ぐらいあれこれと書いております。私自身は，それなりにいろいろと考えて，これがまちづ

くりや、もう少し浜松市全体のことに関わることでしたら、いろいろと書くといいなという思いもありましたけれども、これは協働というはっきりとした言葉が入っていますよね。それを考える時に、先ほど委員長及び長澤委員が言われたように、中身とは少し離れたところで書くということもあり得ると思います。しかし私なりのいろいろな思いを詰めてこの4行にまとめて、私の思いは述べております。

伊藤委員長

それではそろそろ結論を出していきたいと思いますが、まずは骨子案をもう1回見てください。ぱっとこれだけ見て、前文無しで入れるかということで、もし入れるのならば、無くても良いのではないかという声も半分に近いところまでありましたので、無くても良いのではないかという気はします。

次に付けようとした場合に2つの考え方があります。本文とは多少重ならないかたちで、委員の思いというよりは、長澤委員の言葉を使いますと、初めて見る市民にとっての、協働やまちづくりのイメージのようなものについて少し書かれたものと、それから私、中野委員、鷺巣委員の案の方で基になっているのは、前文に入れようとした場合に必要な要素は何と何であるかを他の条例からピックアップしてくると、こういう内容になるということで前回出させていただいたもので、その中で不必要なものを削っていくとだんだん消えていって、最後に鈴木委員のように4行になってしまうようになるのではないかと思います。

大きく分けると3つの方向で裁決をしていきたいと思います。誰の案ということではなくて、いらないという案、2番目に、これは長澤さんしか出していないから長澤案というわけではないですが、本文とは重ならない範囲で市民に対して、条例というものに対する入り口として見せていくようなものです。それからもう1つは鷺巣委員、中野委員、それから鈴木委員も多分削っていくと最小限残ったものというかたちで同じ流れではないかと思っていますが、私のものも含めたような方向のもの、この3つで裁決させていただきたいと思います。

まず前文は無くても良いと思う方、手を挙げてください。3名ですね。それから次に、付けようとした場合に本文とは別に1つインターフェイスと言いますか、市民にとって目指すものをイメージとして、まちづくりに語る夢等を中心に書いていくという案が良いと思う方。2名ですね。それから一応書く以上は、条例と重なっても原則をきちんと条例で謳い述べていくという案が良いと思う方。2名ですね。

3名，2名，2名ですね。私は1か2の方がいいと思っていますので，一応無しの方にさせていただいて，無しにしましょう。ただ，こういった前文にこめられた経緯につきましては，市長に渡す時に口頭等で述べたりするかたちで触れていきたいと思います。一応前文については様々な検討をしましたが，前文の無いかたちでも，目的のところが前回から大分変わってしまっていて，かなり明確に趣旨が謳われているという感じがしまして，前文でここを改めて書かなくても良いような内容がきちんと書かれているなという感じもいたしますので，前文についてはあえて付けないというかたちでいかせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

次に，市民のご意見に対する回答と関連はするのですが，市長にこの骨子案を出すに当たって，口頭で幾つかの付帯意見を付けていこうということがあります。特に重要な問題としては，市民からのご意見の中にも，議論の期間が短かったのではないかとか，あるいは基金の問題について，まだまだ不安な要素があるではというご指摘もあります。また委員の中でも同様のご意見がまだ残っていることも事実です。そういったこともあります，しかしそれを繰り返していても意味がないということで，前回とりあえず市長には検討会議としての骨子案を提出する，しかし条例策定のプロセスはそれで終わるわけではなくて，これから先は市長が市民の声を聞くのか，あるいは議会を通してきちんと議論をしていくのか，いずれにしても第2プロセスに入っていくのだということで，そこできちんとした議論をしていただきたいということです。それからもう1つは，市民参画の窓口にしましても，それから事業委託等の問題にしましても，特に基金の問題に関しても，具体的な運用がこの条例できちんと定められているわけではありません。あくまでこういったものをこういう目的に即して整備しなくてはいけないということしか謳われておりません。それらの運用に関しては今後，検討会議でも議論していきますし，それにかけて時間をきちんと取って，より良いものにしていくことが必要だということが挙げられています。この辺を文章にしようと思ったのですが，市民の皆さんに対する回答の前文といたしますか，前書きに当たる文章が今日お手元にいつているものです。この回答の，特に1と3あたりに市長に対する意見と関連するものが入っていると思いますので，これをもう1度読ませていただいて，書き直したものを付けて，市長に出させていただきます。読み上げさせていただきます。

市民協働推進条例骨子案に対する市民意見への回答の読み上げ

市民協働推進条例骨子案に対する市民意見への回答。浜松市市民協働推進条例検討会議。わずか3週間の意見聴取期間でしたが、11人の方から、46点にわたるご意見をいただきました。ありがとうございます。皆さまからのご意見の多くは、私たち自身、5月以来の検討会議で感じ、かつ疑問や問題点として述べ、検討してきたことと重なっております。今回の意見聴取において寄せられました、個々のご意見に対しては、委員が手分けして回答を書かせていただきました。従って、重複する部分や、ニュアンスとして、やや矛盾する点があることをご理解ください。個々のご意見に対する回答は、別紙に、それぞれのご意見ごとに（一部は、同様のご意見をまとめて）私たちの考えや感想をまとめましたが、ここでは全般的な観点から、3点ばかり検討会議の考え方を述べさせていただきます。まず第一点は、条例制定の理由やその制定プロセスに関する疑問や問題性を指摘のご意見です。このことについては、検討会議の委員の多くは、前年度に「浜松市民活動基本指針」の策定に関わっていたこともあり、「指針」をまとめたばかりなのに、なぜすぐに条例が必要になるのかがわからない、という声が先ず強く出されました。その中で確認されたことは、「指針」はあくまで行政内部における取り組みの姿勢と基本的な考え方であって、よりそれを実行あるものにするには、幾つかの施策について「条例」化する必要があるということで、直裁的な条例案づくりというより、むしろ「市民協働」に向け必要とされる具体策の検討を主眼とすることとしました。また制定プロセスについては、やはり短すぎるという声は少なからず挙がりましたが、「市民活動基本指針」の策定過程において、委員が「協働」については、十分議論したということもあって、半年間の検討会議を経て、一定の試案を出すことを了承しました。ここから先が市長に対するご意見と重なるところですが（なお、検討会議は、あくまで市長からの諮問に答えて、市民・事業者・市民活動団体のニーズを踏まえた考え方 骨子案 を答申する期間です。この後、条例策定プロセスは、市長サイドにおける成案化と、議会における審議・採決に移ります。従って、この段階においても、必要であれば、さらに検討期間を持つことは可能だと考えています。）第二点は、目的や定義の不明確さに対する指摘と、なぜ今、「協働」条例なのか、というご意見です。この点については、市民のひとり一人が、これまでのように、市民生活に関わる問題の解決を、行政に依存するだけでなく、市民主体の、多元的な地域社会づくりを推し進

めるための条例であることを、前文と目的（第1条）でもう少し明確に示すよう、再検討しました。第三点は、「基金」についてです。多くは、基金が市民活動の主体的な発展を妨げるおそれを指摘したものです。検討委員会でも、この問題については見解が分かれたことは、意見聴取に当たったの骨子案でも示したとおりです。皆様方のご意見を踏まえた検討の中で、運用に関して以下のような考え方を付帯することにしました。1) 基金は市民協働を進めて行くに当たったの諸施策の一つであって、これが条例の中心施策と考えるべきではないこと。2) 従来型の税金を資金とする基金（補助金）ではなく「市民基金」であること。市民の主体的な意図を最大限に活かす基金であることを、運用段階で明確にする。3) 不正防止と、助成の透明性確保のために、情報公開・説明責任の義務づけと、市民を主体とする推進委員会による厳正な審査を行うこと。4) 条例では基金の趣旨と基本的な仕組みを定め、具体的な運用細則等は、基金の意義を十分に市民及び市民団体に伝え、さらに広く、市民からの声を聞き、時間をかけて検討する。5) 国レベルにおける寄付税制の改革等が進んだ場合は、その段階で当基金の存在意義を検討し、必要に応じ改廃する。以上、検討会議としましては、皆様のご意見も踏まえて、再度の検討を経て、市長に検討会議としての骨子案と付帯する意見書を答申する予定です。今後の進展についても、さらに皆様がたが見守ってくださることを期待します。

4番目のところの書き方を若干変えなくてはいけないかなという感じはしましたが、大体このような内容で出していきます。今後、市長サイドで成案化する過程、あるいは議会での検討の中で、市民からの声も含めて、きちんと十分な議論をしてほしいという問題、それから基金だけに絞っていますが、基金以外の問題につきましても、その運用に関してきちんと時間をかけて検討していくという内容のことを、一応文章にして、骨子案と共にお渡ししていきたいと思っている次第です。この辺についてご意見、あるいはもう少し明確に示さなくてはならない問題等がありましたらご指摘願いたいと思います。

青山委員

これは最終的にはセレモニー的に渡すということになるのですか。それとも今回は条例なので多少は委員と、少し会話とか、ディスカッションまではいかななくても、そういう場は設けられるのですか。

伊藤委員長

現在、事務局と調整している段階では、一応骨子案を渡すと同時に、ディスカッションまではいきませんけれども、この会議で出た雰囲気をお伝えし、今述べたような、議会に向けてのきちんとした議論については是非お願いしたいということと、運用に関する更なる検討についての意見というものを付けていきたいと思います。そういうかたちで意見を述べるということであって、ディスカッションまではいかないと思います。時間的にも20～30分と聞いております。

青山委員

今後議会に対して説明したり、制度化したりしていくにあたって、もし自分が市長だったら、つくった委員と意見交換を比較的したいだろうなと思うのですが、その辺は行政側としてはいかがなのでしょう。それを渡すだけで今後、議会として十分な、有効な議論が開けるものなのでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

この条例検討会議の中で、市民協働条例について十分検討をしていただいた上で、提言をいただくということでスタートしているわけです。この会議の中でも、市長へ提言をいただくについては、それぞれの委員のコメントなども付けてという話も出たような記憶もあります。今、事務局として考えていますのは、正・副委員長さんに代表して市長さんに提言を渡していただくということでどうだろうかと思っております。時間的にもそう長い時間は取れませんので、そこで条例案について議論するということは少し難しいと思いますし、各委員のいろいろなご意見等につきましては、正・副委員長さんを通じて伝えていただくということでどうかと思っております。その上で議会の場でも十分議論をしていただきたいというのは市長の思いとしてございます。

伊藤委員長

市長にお渡しする時に、当初これは11月議会に出すというかたちで話が進んでいたわけですが、9月の議会で、市長が鈴木恵議員からの質問に対して、必ずしも11月にこだわっているわけではないという発言をされています。そういう事情から、市長にお渡しする時に、例えば検討会議としても、2月議会に出すかたちで、市長の方で成案化する時に、必要に応じて検討会議の委員にヒアリングをしたり、もう少し様々な現場サイドの声を聞くようなことを図ってほしいということをつけ加えるかどうかです。つまり委員会としても11月ではな

くて2月が良いという言い方をした方が良いのか、あるいはそれについては市長にお任せするという言い方をした方が良いのか、この辺については、私自身も迷っているところがあります。もしこの辺についてご意見があれば、お聞かせ願いたいと思います。

長澤委員

前回、市長にお任せした方が良いのではないかと私は発言したと思います。あくまでもこの会議は諮問機関であり、骨子案に最低2つの要望や意見(議論の場と細則・規則等)を付けて出すということです。それを実際に市長がご覧になった時に、検討会議で何をやったかが全て分かるのだろうかという疑問はあります。逐条解説などができれば、そこには多分、検討会議で何をやったかということも出てきまして、そこで分かるわけですね。骨子案と検討会議の報告書のようなものを付けて出す場合もありますね。そういう報告書のようなものをつくるご予定はあるのでしょうか。それがあれば、今先生がおっしゃった、委員にヒアリングするのと同じような効果があるわけですね。そこまで私たちは責任を持ち、介入するのか、それとも骨子案だけ渡して、後は簡単に規則等だけをやらせてねということ言えば良いのか。

他市のホームページなどを見ると、川崎市は議論の内容や論点などもホームページ上に出ているようにして、報告書のようなものが随時上がってきたりするわけです。そうすると外部の人が見ても分かるわけですね。ここで議論したものは、一応議事録に出てホームページには載っています。多分事務局から毎回、今こういうふうに進んでいますよという報告なり何なりの、コミュニケーションが取れていれば、市長は骨子案を見ただけで多分、お分かりになるのかもしれませんが、何もなければ分からないのではないかと思います。何が良いのか、悪いのかとか上手くまとまらないのですが、多分ここで話されたことが、骨子案と意見書だけでは伝わらないだろうなということでは思っています。

伊藤委員長

途中で消えてしまったのですが、ある段階で1度、前回の指針と同じように、委員の方が一言ずつメッセージを付けて出そうかという話は出したのです。その後、やはり条例の骨子案の中身の問題に意見が行ってしまって、最終的な報告書の体裁については、立ち消えのまま一定程度、意見書として2点か3点ぐらい付けて出そうというかたちになってきたと思います。先ほど少し言いましたのは、11月議会に

出すかどうかは、最終的には市長にお任せするにしましても、委員会としては、この後も条例の問題について案をつくったから終わりではなくて、引き続き一定の検討をしていくという姿勢が今残っているわけです。その1つは実際の運用の問題について、事務局ともう少し詰めていき、特に基金、あるいはまちづくりセンターが協働の窓口になっていくという問題もありますが、この辺について、事務局に全部任せるのではなく、ここで議論されたことを反映していくような議論を続けていって、最終的に3月の段階に報告書にするのかどうか、これはまたその段階で議論しなくてはいけないと思いますが、その辺の作業を引き続きしていくわけです

来週の24日に市長にお渡しする予定になっていますが、その段階で報告書まではつくことは不可能に近いと思いますので、一応意見を文章にして、後は口頭で雰囲気等々をお伝えするかたちで、引き続きこの検討会議がどういったかたちで関与していくかということについては述べていきたいと考えている次第です。この辺どうでしょうか。

山中副委員長

とにかくこれは私たちがつくった成果だと思いますので、細かいものよりもとりあえず提出して、委員長さんがおっしゃったようにこれで終わりではなくて、他にいっぱいありますよね。まちづくりセンターの窓口機能もあります。ここまで来て、どうして条例をつくることになったかということも皆さんへの回答でも示したように、私たちはどうしてと言いながらもやったわけですから。私は11月議会に出した方が良いのではないかと思います。これを出して次にやることはいっぱいあると思いますから、私はそのようにしてほしいと思います。

伊藤委員長

もう1回整理します。市長に11月議会に出すか2月議会に出すかという選択は任せるということです。こちらが出すのが遅れたり、あるいは何か意見を付けることによって11月議会を見送らせる責任を負うべきかどうかという問題だと私は理解しています。一応個人的には市長の方も議員さんからの質問に答えていくためには、実際にもう少し運用などについて、具体的なイメージがないと答えにくい部分もあるのではないかと推察するわけです。もし仮に私が市長だったら、これを受け取った時すぐに議会に出すよりは、事務局の方にもう少し細則について、市民の納得いくようなかたちで、全部答えられる態勢

にして2月に出した方が良いなと感じるかもしれません。市長がどう
いうふうを感じるかは分かりませんが、いずれにせよ、そのような選
択を市長に預けていきたいということで、来週に市長にお渡ししてい
きたいと思います。その時に、最低限こちらの方で述べなくてはいい
ないポイントは何かということで、ご意見を伺いたいと思います。

青山委員

よく分かりました。先ほどの、市民に対する回答にあったようなニ
ュアンスのようなことを市長に、委員長若しくは副委員長さんが補足
的に伝えていただければ委員としては問題ないと思いますし、逆に細
則のようなものを固めるために、招集が掛かって意見聴取されたりと
いうことには、委員会としては応じるという姿勢を、是非アピールさ
れたらいいかなと思います。

伊藤委員長

それでは、そのようなかたちにさせていただきたいと思います。な
お、24日に市長に会うに当たって、簡単な意見書をつける場合にっ
いては事前に皆様方にお送りしたいと思っています。それからもう1
つ、今述べたように、この細則等について検討会議の方で議論しなく
てはいけないということがありまして、前回も述べましたように、1
つは事務方として来年度の予算案に係わる項目だと見ているのが協働
の窓口の問題です。まちづくりセンターがなるのかどうかは別として、
何らかのかたちで人の配置をするということが起こってくる問題があ
ります。これについてはできれば早急に、それに関しての議論の場を
設けてほしいということが事務局からも出ております。そういうこと
で、条例骨子案ができたばかりでホッとした段階ではあるのですが、
引き続きすぐに、もう1度10月中に検討会議を持ちたいということ
を、事務局から言われています。併せて基金等につきましても、でき
れば11月の中旬ぐらいに会議を持って、その段階でどのようなイメ
ージにするか、大雑把な骨子をつくっていく必要があるのではないかと
いうことが事務局側から出ております。そういったことで、日程の
調整をさせていただければと思っている次第です。今のところ、10
月の最後と、11月の20日ぐらいに会議を持って、その後、年内に
もう1回ぐらい持つかだと思います。年明けからはその辺を踏まえて、
事務局の方で作り上がってくる運用細則等について、注文を付けつ
つ、3月までに終わらせるというかたちになるのではないかと思います。
前半のように数が増えるということはないようにしていきたいと

思っています。10月、11月は引き続き続いてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

渡瀬市民協働グループ長

この検討会議のかたちか、ワーキングというかたち、その辺はいかがでしょうか。

伊藤委員長

そうですね。続いていますので、ワーキングというかたちということもあるのですが、ただ、ワーキングにしましてもメンバーを固定できるものではありませんので、結構ワーキングで疲れたので代わってよというようなこともあると思ひます。細則等につきましては、むしろ事務局がつくっていく細則について意見を述べていくというスタイルになると思ひます。そういう意味では、検討会議の中でも意見として、きちんと明確にしなくてはいけないものは検討会議という場が必要になってくると思ひますが、いろいろ自由な意見を述べていくに当たっては、ワーキングでも問題ないと思ひますので、毎回検討会議でいくのは、やや辛いかなという気もしています。しかし一方で、ワーキングというのは、あくまで条例づくりのために考案した仕組みだったので、ある面では公開されるものでなかったり、閉塞的な要素を持っています。市民に対する責任という問題に関していうと、若干問題を持っておられますので、やはり検討会議を開くべきではないかという考え方もあります。この辺は、どちらでいくかというご意見をいただきたいと思ひます。

パブリックコメント等でも市民からのご意見をいただいていますので、ワーキングというのはなるべく避けて、きちんと情報公開されていく検討会議でいけば、事務局案もきちんと出るわけです。やはり市民と情報を共有していくためには、多少辛くてもワーキングではなくて、検討会議という形式を取らせていただきたいという気持ちは持っております。ただ、かなりへばってきているということも事実ですので、ご無理は言えません。自由なご意見をいただきたいと思ひます。なるべく時間は、2時間を超えないように運営していきたいと思ひますので、一応検討会議というかたちを、特にご異存がなければさせていただきますたいと思ひます。それでは30日(水)の午後6時30分～8時30分で、設定させていただきますたいと思ひます。こちらの議題は、協働の窓口づくりに関して、市民等の市政への参画機会の部分に関しての具体的な中身について、ということにさせていただきますたいと思ひ

ます。

長澤委員

質問ですが、今後のスケジュールを今、先生におっしゃっていただいたのですが、先ほど言った報告書であるとか、逐条解説というものは、今後検討していくということでしょうか。それとも全く予定はないということでしょうか。

伊藤委員長

それについては、次回の検討会議の時にご提案ください。この検討会議としても、市民に対してきちんと議論したことが伝わっていくような、骨子に対しての意見なり、あるいは解釈なりを付けたり、あるいは少数意見をもう少し大事にするようなものを付けることなどを出していくということは十分考えられると思います。これについては、できれば具体的なかたちで提案いただければありがたいと思っています。

4 閉会

伊藤委員長

それでは第8回の浜松市市民協働推進条例検討会議はこれで終わらせていただきます。